

検証メンバー別テーマ一覧

検証メンバー	検証テーマ
安部誠治氏	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ①時系列表による事故調査・報告書作成経過とJR西からの働きかけの経過整理 ②委員会制度、委員と事故調査官の役割分担、事故調査方法等の確認（当時と現在） ③山口元委員、佐藤元委員のヒアリングの実施 ④JR西関係者のヒアリングの実施 ⑤現職委員、事故調査官のヒアリングの実施 ⑥公述人が選出されるまでのプロセス（選出者の事前漏えいはなかったか） ⑦原因関係者（JR西等）に対する調査、意見聴取はどのように行われたか ⑧コンプライアンス特別委員会最終報告書の検証と残された課題の抽出
	<p><事故調査報告書の内容について></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨国のATS対策等に問題がなかったかどうかの検証（函館線事故に関わる資料の未提出に関連して）
	<p><事故調査制度の改善点について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑩委員会議事録の作成 ⑪事故調査報告書の記述方法の検討 ⑫ストーリー性のある報告書要約版の作成 ⑬情報公開のあり方（対被害者、対社会など） ⑭調査能力の向上のための所作 ⑮プロパー調査官の配置、事故調査官の処遇のあり方 ○ 国土交通省で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑯独立性の確保（とくに規制主体、国土交通省の安全監督行政の問題点の検証が可能となるように） ○ 国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑰事故調査と捜査のあり方（鑑定嘱託など検察との関係） ⑱再発防止を目的とする調査と刑事責任追及を目的とする捜査のあり方

検証メンバー	検証テーマ
佐藤健宗氏 TASK 鉄道安全推進会議	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ①山口元委員、佐藤元委員のヒアリングの実施 ②現職委員のヒアリングの実施 ③当時の担当の事故調査官らのヒアリングの実施 ④委員の持つべきモラル（裁判官や検察官のモラルも念頭におきつつ） <p><事故調査制度の改善点について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑤委員及び事故調査官の倫理規定又はガイドラインの策定 ⑥委員会の保有情報の情報公開のあり方 ⑦運輸安全委員会事務局の職員採用と養成のあり方 ○ 国土交通省で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑧委員の任期満了に伴う、次期委員選任のプロセス ⑨委員構成のあり方 ⑩委員の罰則規定を設けることの是非 ○ 国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑪調査権限の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・捜査機関が持つような強制的権限を付与すべきか ・調査における警察との権限の調整（いわゆる覚書の検討） ・警察による鑑定嘱託と調査報告書が鑑定書とされることの問題点
永井正夫氏	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ①委員会内部の事故調査委員と調査官との仕事の分担 <p><事故調査報告書の内容について></p> <ul style="list-style-type: none"> ②「ATS-Pをつけていれば事故は防げた」とする議論の妥当性 ③大事故に至る前のインシデントの扱い、ヒューマンファクタとヒューマンエラー、ドライブレコーダの活用、自動車交通との比較、などの観点から検証 <p><事故調査制度の改善点について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ④事故調査報告書を解説する資料の作成（書き方の問題） ○ 国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑤事故調査と捜査のあり方（警察との覚書）

検証メンバー	検証テーマ
畑村洋太郎氏	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ①守秘義務について、委員就任時にどのような説明を行っていたか ②検証の前提として、「なぜ信用されないか」、「こうなら信用される」、原因究明に必要な調査が行われていたか、一部しかできていないのではないかを問う
	<p><事故調査報告書の内容について></p> <ul style="list-style-type: none"> ③「ATS-Pをつけていれば事故は防げた」とする議論の妥当性 ④事故後の列車防護等、二次的事故防止の対応に視点をおいた記述 ⑤組織事故としてJR西日本の課題を掘り下げる（過去の教訓を活かすなど）
	<p><事故調査制度の改善点について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会内部で検討・実施が必要とされるテーマ ⑥事故調査報告書の記述方法の検討 ○ 国土交通省全体で検討・実施が必要とされるテーマ ⑦委員構成のあり方 ⑧国土交通省からの独立 ⑨委員の罰則規定を設けることの是非 ○ 国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ ⑩事故車両・事故現場の保存
柳田邦男氏	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ヒアリングの実施 ②報告書の審議が進むにつれて、どこが変わっていったのかを検証
	<p><事故調査報告書の内容について></p> <ul style="list-style-type: none"> ③組織事故としての側面をもっと広くとらえる ④サバイバルアスペクツの取り上げ方が不十分ではなかったか ⑤ATS-Pが実際に設置されなかった経緯について詳しく触れる
	<p><事故調査制度の改善点について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会での検討・実施が必要とされるテーマ ⑥情報公開のあり方（調査のプロセス・内容の透明性） ⑦被害者の納得する結論を導き出す事故調査 ⑧委員会の中立性の確保 ⑨直接原因だけでなく、組織エラーについてどのように踏み込んでいくのか ○ 国土交通省で検討・実施が必要とされるテーマ ⑩委員の罰則規定を設けることの是非 ○ 国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ ⑪事故調査と捜査のあり方（システム性事故の過失による刑事罰を免責し、調査機関が原因を究明する制度）

検証メンバー	検証テーマ
4・25 ネットワーク 世話人会 申入書	<p><事故調査報告書の内容について></p> <p>①第3章～第6章、別添建議等の指摘事項と諸要因の関連性の分析・検討</p> <p><事故調査制度の改善点について></p> <p>○運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ</p> <p>②情報公開のあり方</p> <p>③事故調査報告書の記述方法の検討</p>
浅野弥三氏	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <p>①そもそも情報漏えいが何で起こったのか</p> <p>②JR西関係者のヒアリングの実施</p> <p><事故調査報告書の内容について></p> <p>③「第3章事実を認定した理由」に記載されている事故の背景要因である組織的問題についてのまとめを「第4章原因」に記載すべき</p> <p><事故調査制度の改善点について></p> <p>○運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ</p> <p>④委員と調査官の事故調査や現場調査のあり方</p> <p>⑤委員会審議のあり方</p> <p>⑥事故の原因とは何か（捉え方と記述内容、範囲について）</p> <p>⑦再発防止等にいかに役立たせていくか（単に建議や勧告にまとめること以外の検討）</p>
小椋聡氏	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <p>①JR西の働きかけの具体的内容について</p> <p>②JR西関係者のヒアリングの実施</p> <p>③山崎前社長の公判が開始され、新たな事実が出てきた場合の報告書への影響の検証</p> <p><事故調査報告書の内容について></p> <p>④ATS-Pを設置しなかった背景について（過密ダイヤなど利益を優先する背景などがなかったのか）</p> <p>⑤事故調が入手していないJR西の資料で原因究明に関わるものがなかったのか</p> <p>⑥事故の原因は、運転士1人の責任ではなくJR西の安全体制に問題があったのではないか</p> <p>⑦コンプライアンス特別委員会での報告にある井手氏の調査</p>
木下廣史氏	<p><JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証></p> <p>①JR西が元委員に要請した内容</p> <p>②上記の項目と委員会の持つ基礎資料との対比</p> <p>③JR西関係者のヒアリング実施</p> <p>④要請による委員会審議への影響</p> <p>⑤公述人が選出されるまでのプロセス</p> <p>⑥JR西の働きかけによる丸尾氏の公述内容への影響</p> <p>⑦報告書作成段階毎の相違点と変更理由</p> <p><事故調査報告書の内容について></p> <p>⑧「ATS-Pが設置されていれば事故が防げた」とする議論の妥当性</p>

検証メンバー	検証テーマ
	<p>< J R西の働きかけ等による報告書への影響の検証 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ①未提出資料の有無による影響（A T Sに関連したJ R西関係者の口述聴取内容など）（中島氏・三井氏） ②2種類の安全会議の構成メンバーや会議の位置づけの違いによる検討内容の違いと、未提出資料の影響度の違いの検討（負傷者と家族等の会） ③J R西の働きかけの前と後で、山口委員の発言の全体的傾向に違いは生じていないか（負傷者と家族等の会） ④J R西が資料（最終報告書案）を入手する前と後の、報告書の内容の相違を対照し、J R西に有利に解される変更部分がないか（負傷者と家族等の会） ⑤佐藤元委員が関心を寄せていたというJ R西の人事問題が、報告書の内容を左右する部分があるのか（負傷者と家族等の会） <p>< 事故調査報告書の内容について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥「第4章原因」の充実（日勤教育の背景にJ R西の組織風土があったことなど）（負傷者と家族等の会） ⑦調査の範囲や方法が妥当であったのかどうか、また調査の結果に基づく事故原因についての判断が適切であったのか（坂井氏） ⑧事故原因につながる背景要因として、日本における独特の鉄道文化についての考察（運行側の過度の「ダイヤ至上主義」や利用者側の定時制に対する過度の要求などは何に起因するものなのか）（坂井氏） ⑨昭和62年4月以降に発生した函館線におけるJ R貨物の2件の同じような曲線区間における列車脱線事故について、国土交通省から鉄道事業者への情報提供と危険認識の共有状況について（中島氏） ⑩上記情報が本事故現場の曲線部に速照機能のあるA T S整備を急ぐ緊急性への認識について、必ずしも容易でなかったものと考えられるとしたことは適切であったのか（中島氏）
負傷者と家族等の会	<p>< 事故調査制度の改善点について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑪プロパー調査官の配置（中島氏・三井氏） ⑫情報公開のあり方（負傷者と家族等の会） ⑬事故調査報告書を解説する資料の作成（坂井氏） ⑭報告書エディター制度導入の検討（三井氏） ⑮当事者である交通事業者がオープンな場で自らの考えを述べられる機会を設ける。（社内の専門家やつながりの深い専門家が専門的な見地から、堂々と意見を述べることであれば、今回のように意見聴取会にまつわる工作を防止できる）（坂井氏） ○ 国土交通省で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑯委員構成のあり方（負傷者と家族等の会） ⑰国土交通省からの独立（負傷者と家族等の会） ⑱被害者の視点に立った事故調査組織作り（負傷者と家族等の会） ⑲被害者支援の窓口的な機能は、運輸安全委員会が担うことが合理的（坂井氏） ⑳事故遺族や負傷者のみならず、その家族も被害者と含めた被害者への配慮（負傷者と家族等の会） ㉑被害者支援における「調査」の重要性から鑑みた「被害者支援窓口」の設置や、今後の「運輸安全委員会」のあり方（三井氏） ○ 国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ㉒調査権限の強化（負傷者と家族等の会） ㉓事故調査と捜査のあり方（負傷者と家族等の会） ㉔事故調査報告書の司法手続への流用などの目的外使用禁止（負傷者と家族等の会）

検証メンバー	検証テーマ
大森重美氏 (ご遺族)	<p>< JR西の働きかけ等による報告書への影響の検証 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ①未提出資料による報告書への影響の有無 ②最終報告書の中で疑義のある点を抽出し、当該部分のJR西の働きかけとの関係性を調べる
	<p>< 事故調査報告書の内容について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ③「ATS-Pをつけていれば事故は防げた」とする議論の妥当性(主原因は未設置) ④事故現場の曲線部の手前に速度照査型のATS-PもATS-SWもなかったことが事故発生に影響した事実であり、未設置となった要因について、JR西の認識(予見)、国交省のATS設置の非義務化、画一的路線単位別設置などの視点から検証する ⑤経過報告及び同時発出の建議を別添とせず最終報告書本文に経過措置と一緒に盛り込む ⑥経過報告で記載されているATS-Pの設置状況の記載(P.6第1段落)を最終報告書に記載すべき ⑦「第5章建議」、「第6章所見」の重要な改善指摘事項が「第3章事実を認定した理由」のどこから出てきたのかわかりにくいので、「第4章原因」の記述をもっと充実させる
	<p>< 事故調査制度の改善点について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑧事故調査報告書の記述方法の検討 ○ 国土交通省で検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑨国土交通省からの独立 ○ 国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ <ul style="list-style-type: none"> ⑩事故調査報告書の目的外使用禁止について ⑪事故調査と捜査のあり方(原因究明と責任追及の分離)